

朝霞市確認等申請手数料（抜粋）

建築物の新築・増築・改築・移転にかかる申請手数料

建築にかかる部分の床面積の合計 (移転を除く)	手数料の額		
	確認申請又は 計画通知手数料	省エネ加算(1建築物当たり、仕様基準の場合)	
		一戸建て住宅	住宅用途を含む建築物
30㎡以内のもの	¥8,000	¥14,000 (計画変更： ¥7,000)	¥27,000 (計画変更：¥13,500)
30㎡を超え100㎡以内のもの	¥20,000		
100㎡を超え200㎡以内のもの	¥34,000		
200㎡を超え300㎡以内のもの	¥36,000	¥16,000 (計画変更： ¥8,000)	
300㎡を超え500㎡以内のもの	¥39,000		
500㎡を超えるもの			
昇降機(小荷物専用昇降機を除く)	¥14,000(計画変更：¥7,000)／基		
昇降機(小荷物専用昇降機)	¥5,000(計画変更：¥4,000)／基		
工作物	¥12,000(計画変更：¥5,000)／工作物		

※建築物の移転の手料金は、移転する床面積を2分の1した面積の額とする。

※計画変更にかかる手数料は、計画変更部分の床面積を2分の1した面積の額とする。

なお、床面積が増加する部分については、当該増加部分床面積の額とする。

※昇降機を建築物の確認申請と同時に設置する場合、申請の区分に応じた金額に上記金額を加算する。

建築物の完了検査手数料

建築にかかる部分の床面積の合計 (移転を除く)	手数料の額		
	確認申請又は 計画通知手数料	省エネ加算(1建築物当たり、仕様基準の場合)	
		一戸建て住宅	住宅用途を含む建築物
30㎡以内のもの	¥15,000	¥3,000	
30㎡を超え100㎡以内のもの	¥24,000	¥5,000	
100㎡を超え200㎡以内のもの	¥34,000	¥6,000	
200㎡を超え300㎡以内のもの	¥37,000	¥7,000	
300㎡を超え500㎡以内のもの	¥42,000		
500㎡を超えるもの			
昇降機(小荷物専用昇降機を除く)	¥17,000／基		
昇降機(小荷物専用昇降機)	¥10,000／基		
工作物	¥5,000／工作物		

※建築物の移転の手料金は、移転する床面積を2分の1した面積の額とする。

※昇降機を建築物の完了検査と同時に検査する場合、申請の区分に応じた金額に上記金額を加算する。

その他の手数料（／件）

仮設建築物建築許可申請手数料	¥120,000
建築物仮使用認定手数料	¥120,000
既存建築物の大規模修繕等に対する 接道要件の制限緩和	¥27,000
既存建築物の大規模修繕等に対する 道路内建築の建築制限緩和	¥27,000
道路の位置の指定、変更及び廃止に かかる申請手数料	¥50,000
建築基準法第43条第2項第1号にかかる 申請手数料	¥27,000

手数料の減免規定	減免額
私立学校法第2条第3項2規定する私立学校	手数料額の2分の1に相当する額を 減額する。
地方公共団体が公用又は公共用に供する建築物（国を除く）	
その他市長が必要と認める建築物	
災害により滅失又は毀損のため1年以内に建築する建築物	免除（関係機関の証明書を要する。）
都市計画法に基づく都市計画事業、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業又は国もしくは地方公共団体の行う道路もしくは河川工事のため、新築、増築、改築又は移転しなければならない建築物	
その他市長が特に必要と認める建築物	